

滋賀文教短期大学と岐阜第一高等学校との連携協力に関する協定書

滋賀文教短期大学（以下「甲」という。）と岐阜第一高等学校（以下「乙」という。）は、相互の教育に係る交流・連携を図るため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の計画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 大学の情報提供に関すること。
- (2) 高大連携講座に関すること。
- (3) 出前授業に関すること。
- (4) 教職員の合同研修に関すること。
- (5) 施設・設備の使用に関すること。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲または乙から改定の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（連携協議）

第4条 本協定を実効性のあるものにするため、甲及び乙は、年2回以上協力事項に関する協議を行うものとする。

（協定の改廃）

第5条 本協定の改廃にあたっては、甲、乙協議のうえ行うものとする。

（定めのない事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

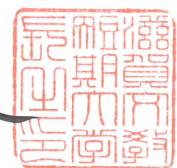
上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年3月23日

甲 滋賀県長浜市田村町 335

滋賀文教短期大学学長

松本博文



乙 岐阜県本巣市仏生寺 884-7

岐阜第一高等学校校長

松本博文

